

第 35 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 5 年 6 月 2 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 114 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 115 号	農業委員会等に関する法律第 3 7 条の規定による農業委員会事務の情報の公表について
議第 116 号	御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について
報第 40 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 邊 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	9 番 日比野 勝伸 委員 10 番 田中 豊雄 委員
7、欠席委員	3 番 鍵谷 正 委員
議 長	ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 35 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、3 番 鍵谷 正 委員より欠席の届が出ていますので、報告いたします。 会議録署名者に、9 番 日比野 勝伸 委員、10 番 田中 豊雄 委員を指名します。 それでは、議第 114 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。 事務局より朗読願います。
事務局	2 ページをご覧ください。議第 114 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。 別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。 (朗読) 別添資料は 1 ページから 11 ページまでご覧ください。
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、5 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。

<p>5 番 奥村委員</p>	<p>5 番奥村です。1 号事案の説明をします。事務局より説明のあったことについては、省略します。資料の 5 - 1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から西へ 200m 程のところです。</p> <p>転用の目的は、次のとおりです。譲渡人はともに高齢となってきたため、申請地の維持管理が困難となってきました。譲受人は、新たに運送業に参入し、申請地付近での運送業務が見込まれるため、物流施設として申請地を取得したく本申請に至りました。</p> <p>利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>申請地の北側、東側及び西側は道路、南側は田となっています。雨水は集水のうえ東側水路へ排水します。生活用水は浄化槽にて処理し、同じく東側水路へ排水します。</p> <p>転用に当たっては、周辺農地へ被害を及ぼさないように十分留意し、万が一被害が発生した場合には転用者の責任をもって補償するとのことです。</p> <p>トラックの出入り口は、西側国道からのみとし、申請地周辺はフェンスで囲み安全に転用します。なお、現地確認の際に懸念となっていた道路法面の草について、防草シートにより対応するとの連絡を受けています。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、貯金残高証明書、法人登記履歴事項全部証明書、会社定款、隣地承諾書、水利組合への誓約書を確認しました。</p> <p>以上のことから 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、10 番 田中 豊雄 委員 説明願います。</p>

<p>10 番 田中委員</p>	<p>10 番田中です。2号事案の説明をいたします。事務局より説明ありました事項については省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地は、送木公民館より北東400m程のところ。権利を設定し、又は移転使用とする理由は、譲受人と譲渡人は親類関係であります。</p> <p>現在、譲受人は申請地北側にある住宅を譲渡人から賃借しておりますが、今回購入することになりました。申請地は住宅へ進入するため必要となる土地であるため住宅と一緒に購入することになりました。譲渡人は別の場所に自宅があるため売却することになりました。</p> <p>申請地の北側は宅地、東側は田、西側は公衆道路、南側は用悪水路、公衆用道路です。</p> <p>施設の利用期間は許可日から永年間で。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害の防除施設の概要ですが、雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。</p> <p>万が一周辺に被害を及ぼした場合には自己責任で解決致します。とのこと。</p> <p>進入路に関して、始末書が提出されております。平成19年3月頃、私の親戚(故人)が申請地の一部に北側にある住宅への進入路を作り舗装を行いました。申請地は農地(田)であるにも関わらず、農地法の許可を得ることなく埋立てて進入路として利用していたことについては十分反省しております。今後は農地法を遵守し同様の行為はしないよう十分に気を付けて参ります。とのこと。</p> <p>添付書類として、県知事宛て誓約書、登記記録全部事項証明書、公図、土地利用計画図、始末書、代替地の検討資料、住宅ローン事前審査結果のお知らせ、隣地承諾書、委任状が提出され確認されました。5月25日に事前説明を受け、30日に現地確認を行っております。</p> <p>この申請については、問題ないと思います。皆様の審議をよろしくお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

<p>13 番 石渡委員</p>	<p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、13番石渡 和美 委員 説明願います。</p> <p>13番石渡です。3号事案について説明します。事務局より朗読のあったことについては、省略します。</p> <p>転用の目的は、資材置場です。権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、譲受人は申請地西側に会社事務所、駐車場、工場があります。原材料や生産した製品を置くスペースが不足してきたため、今回申請地を購入し資材置場の拡張を行います。</p> <p>譲渡人は高齢となり、耕作を行うことが困難になってきたため今回譲受人の要望に応じ売却することにしたとのことです。</p> <p>権利を設定し、移転しようとする契約の内容は、所有権の移転、許可あり次第永年間、売買です。</p> <p>資金調達については、すべて自己資金で行うとのことです。転用によって生ずる付近の概要は、申請地の北側は用悪水路、東側は田、西側は住宅、南側は用悪水路、雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合、自己責任で解決しますとのことです。一体利用地として宅地、雑種地合わせて5筆合計1,197㎡です。</p> <p>書類に関しては、全部事項証明書、土地利用計画図、誓約書、資産報告書、会社定款、履歴事項全部証明書、隣地承諾書、委任状を確認しました。5月24日行政書士と事前説明を行い確認しました。</p> <p>以上のことから3号事案の申請について、私は問題ないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄名古屋駅から300m以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第115号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>

事務局	<p>4ページをご覧ください。議第115号 農業委員会等に関する法律第37条の規定による農業委員会事務の情報の公表について。</p> <p>農業委員会等に関する法律第37条の規定により、別添のとおり農業委員会事務の情報を公表することについて、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>いろいろな数字が出てきましたが、注目していただきたいのは農地転用の許可件数です。令和4年度は46件県へ進達して、許可を下ろしてきたと。みなさまの審議のおかげです。これからも適正に審議していただければと思います。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。議第115号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議第115号は適当と認めます。</p>
議 長	<p>次に議第116号 御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>5ページをご覧ください。議第116号 御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について。</p> <p>別表のとおり、農業委員会等に関する法律第17条の規定による御嵩町農地利用最適化推進委員候補者の決定について意見を求めるものとする。6ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>この事案について、6番 鍵谷 道隆 委員、9番 日比野 勝伸 委員、11番 田中 宣行 委員に関係しますので、6番 鍵谷 道隆 委員、9番 日比野 勝伸 委員、11番 田中 宣行 委員は農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(委員3名) 退 席 質疑に入ります。質疑ありますか。</p>

議 長	<p>質疑がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議第 116 号について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、議第 116 号は適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、6 番 鍵谷 道隆 委員、9 番 日比野 勝伸 委員、11 番 田中 宣行 委員の着席を認めます。</p> <p>(委員 3 名) 着 席</p>
議 長	<p>次に報第 40 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>7 ページをご覧ください。報第 40 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。8 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....
7 番

.....
8 番
.....